

総務大臣との意見交換について



1 圏域行政のさらなる充実

- ・連携中枢都市圏制度等の法定化や三大都市圏における連携促進に向けた新制度の創設など圏域行政のさらなる充実を図ること。

2 地方交付税の一般財源総額の確保

- ・地方交付税は地方固有の財源であり、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わないこと。
- ・大都市特有の財政需要のほか、新型コロナウイルス感染症による影響を含めた地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込み、地方財政計画への別枠加算を設けるなどにより、標準的な行政サービスの提供に必要な地方交付税額を確保すること。
- ・臨時財政対策債は相対的に指定都市への配分割合が大きく、市債発行額抑制や市債残高削減の支障となっていることから、地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引き上げにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

3 行政手続きのデジタル化

- ・「新しい生活様式」を実践し、感染拡大防止と社会経済活動の維持を両立するため、各種行政手続きのオンライン化に向け、国において、地方自治体の意見も十分に踏まえつつ、積極的な対応策を検討し、早期に実現を図るよう、国主導で情報システムの標準化・共通化を推進し、地方自治体等に対し検討段階からの継続的な助言、協力及び財政的な支援を行うこと。